



熊本県公報

号外 第 6 号
平成 22 年 3 月 30 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 条 例
- 熊本県地域活性化・公共投資臨時基金条例…………… (財政課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県地域活性化・公共投資臨時基金条例

- 1 熊本県地域活性化・公共投資臨時基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例は、平成 24 年 1 2 月 3 1 日限り、その効力を失うこととした。(附則第 2 項関係)

条 例

熊本県地域活性化・公共投資臨時基金条例をここに公布する。
平成 22 年 3 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 25 号

熊本県地域活性化・公共投資臨時基金条例

(設置)

第 1 条 経済危機対策に係る公共投資を円滑に行い、地域の活性化を速やかに、かつ、着実に推進するため、熊本県地域活性化・公共投資臨時基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 知事は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成 24 年 1 2 月 3 1 日限り、その効力を失う。